

領事手数料（平成30年度）

平成30年4月1日

【ルール】

10年旅券 一般 8,420

1-6（永住目的等） 1,260

1-7（JICA関連） 320

5年旅券 一般 5,790

1-6（永住目的等） 840

1-7（JICA関連） 210

12歳未満 旅券 3,160

その他の旅券（限定旅券、緊急旅券

及び記載事項変更旅券） 3,160

一般旅券渡航先追加 840

一般旅券査証欄増補 1,320

渡航書 1,320

遺言の公証 3,000

国籍証明 2,320

在留証明 630

出生、婚姻、死亡等身分上の

事項に関する証明 630

職業証明 1,050

翻訳証明 2,320

署名又は印章の証明

イ・官公署に係るもの 2,370

ロ・その他 890

遺骨証明 1,320

原産地証明 2,320

日本品の外国輸入証明 2,000

船内遺留品目録証明 470

航行報告証明 680

その他の証明 1, 110
遺産の保護管理 遺産の額の2%

【ルール】

一般入国査証 一般
(下記以外の手数料必要国者) 1, 580
インド人 440

数次入国査証 一般
(下記以外の手数料必要国者) 3, 160
インド人 440

通過査証 一般
(下記以外の手数料必要国者) 370
インド人 40

再入国許可有効期間延長 1, 580
難民旅行証明書有効期間延長 1, 320